

2021年2月24日

お客さま 各位

東海労働金庫

## 投資信託および国債に係る約款変更等のお知らせ

日頃は、東海ろうきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、東海ろうきんでは、法令等の改正、お客さまのお取引等に係る報告書の交付変更および電子端末（タブレット端末）を使用したお取引の範囲拡張等に伴い、投資信託および国債に係る約款の変更等を予定しております。

つきましては、変更内容等について下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象の約款

- (1) 「投資信託総合取引約款」
- (2) 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」
- (3) 「特定口座約款」
- (4) 「国債・投資信託 電子サイン取引に関する約款」

#### 2. 変更概要

約款の変更概要は次のとおりです。変更の詳細は、「約款変更 新旧対照表」をご参照ください。

##### (1) 法令改正

非課税口座開設手続きの簡易開設手続きへの一本化等に伴い、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の記載を変更します。

##### (2) お取引等に係る報告書

「取引残高報告書」および「特定口座年間取引報告書」の作成・交付条件の変更に伴い、「投資信託総合取引約款」および「特定口座約款」の記載を変更します。

(3) 電子端末（タブレット端末）を使用したお取引の範囲拡張

電子端末（タブレット端末）を使用したお取引等の受付に係る取扱いについて、新たに「国債・投資信託 電子サイン取引に関する約款」として規定します。

3. 変更実施日

2021年4月1日（木）から変更後の約款および新約款を施行させていただきます。

4. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上